

令和2年4月3日

福岡市ヨットハーバー利用者 各位

福岡市ヨットハーバー管理事務所

福岡市ヨットハーバー全施設の利用自粛等について（お願い）

日頃より、施設をご利用いただきありがとうございます。

さて、当ヨットハーバーでの施設利用については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、福岡市の方針に基づき、皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、下記の通りといたしたく、何卒ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、対象期間が延長される場合は、当ヨットハーバーホームページ等に情報を適時掲載させていただきますので、併せてご了承の程よろしくお願いいたします。

記

1. 対象期間

4月4日（土曜）から19日（日曜）まで（平日含む）

2. 利用について

福岡市通知1-（1）、（2）を受け、具体的に以下の通り定めます。

（1）利用禁止対象施設

ホール・会議室・シャワー室・保管室・更衣室・保管庫

（2）自粛要請事項

レース活動・クルージング・セーリング・部活動・ミーティング・バーベキュー等

以上

〈参考〉

福岡市通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の対応について」

1 施設の利用等について

（1）3つの「密」の1つでも該当する屋内の施設の利用を禁止してください。

（例：ホール、会議室、シャワー室など）

（2）感染の拡大を防止するため、大勢の人が集まるイベントは自粛してください。